

No.81 放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用

〈愛媛県 見解〉

本研修に関して、実際の現場では、

・保育士の免許を取得したばかりで社会経験の乏しい職員より、保育士の免許を有しないが勤務経験の長い職員の方が、児童に対する指導（教育・保育）等を援助について精通しており、保護者や子どもから信頼関係の構築や指導について高い評価を得ていて、現場の指導者として機能していることが多い。

・保育士等の有資格者については、受講科目の一部免除が認められているが、勤務継続者についてはそのような措置が認められていないため、現場職員の不満が大きく、現在認定資格研修を受講していない勤務継続者から、経過措置後に未受講であることを理由に離職するといった声も一部で上がっている。

・放課後児童支援員認定資格研修の内容は、県が実施している放課後児童支援員の資質向上研修と遜色ない内容で実施しているものがあり、資質向上研修を受講している勤務継続者にとっては、重複した内容の研修を受講しなければならない。

といった支障事例が生じている。

については、都道府県が実施する放課後児童支援員の資質向上を目的とした研修の中で既に受講した科目については、当該研修の該当科目の一部免除を行うことが適当と考える。

なお、本県では、平成 25 年度から、放課後児童支援員、補助員、児童厚生員、放課後子ども教室関係者等を対象とした「放課後支援員等資質向上研修」を開催しており、その中で実施している障害児童担当支援員研修会では「障害のある子どもの理解」と遜色ない内容の研修を行っているため、当該科目の一部免除を行ったところで、児童の生活のケアを行う支援員の質の低下にはつながらない。

また、受講科目のうち「放課後児童クラブに通う子どもの育成支援」等については、一定の知識、経験を有する放課後児童支援員が認定資格研修の講師要件を満たす科目であり、講師となる放課後児童支援員については当該科目について適切に実施、指導できる者を都道府県が選定していることから、一定の知識、経験を有する放課後児童支援員（として講師なる者）に対し当該科目を免除したとしても放課後児童支援員の質の低下にはつながらず、免除可能であると考えます。

放課後児童支援員自身が認定資格研修の講師要件を満たす科目について

○…講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員となっている科目

放課後児童支援員認定資格研修		時間数	免除可能	理由
1	放課後児童健全育成事業の目的及び制度概要	1.5	—	
2	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
3	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	1.5	—	
4	子どもの発達理解	1.5	—	
5	児童期(6歳～12歳)の生活と発達	1.5	—	
6	障害のある子どもの理解	1.5	—	
7	特に配慮を有する子どもの理解	1.5	—	
8	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員とされているため。
9	子どもの遊びの理解と支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、もしくは児童厚生施設長または児童厚生施設に5年以上従事している児童の遊びを指導する者とされているため。
10	障害のある子どもの育成支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
11	保護者との連携・協力と相談支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
12	学校・地域との連携	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
13	子どもの生活面における対応	1.5	—	
14	安全対策・緊急時対応	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、もしくは児童厚生施設長または児童厚生施設に5年以上従事している児童の遊びを指導する者とされているため。
15	放課後児童支援員の仕事内容	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員とされているため。
16	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、もしくは児童厚生施設長または児童厚生施設に5年以上従事している児童の遊びを指導する者とされているため。
16科目24時間		24		